

公益目的事業費に充てる「寄附金」のお願い

1 寄附金募集の趣旨

南納税協会は、平成23年4月1日に公益社団法人としてスタート致しました。

健全な納税者の団体として企業及び地域社会の発展に貢献するため、税知識の普及、適正な申告納税の推進及び納税道義の高揚を図って、地域に根差した公益性の高い事業を積極的に展開しております。

このため、公益目的事業の運営資金として、会員はもとより、広く一般の方々にも寄附金をお願いするものであります。

※平成27年6月1日から募集を開始しています。

2 寄附金

寄附金は一口 5,000円とし、口数に上限は設けません。

(1) お振込口座

・ ゆうちょ銀行 ○九九店 当座 No. 0099442

シャダンハウジン ミナミノウゼイキョウカイ

(2) 現金による受付

納税協会事務局へ持参の場合は、その場で受領証を発行します。

振込による場合の受領証は振込を確認次第郵送します。

(税務申告の証拠種類となりますので、大切に保存してください。)

3 税制上の優遇措置

(1) 法人等の寄附

当納税協会は「特定公益増進法人」に該当し、税制上の優遇措置が適用され、通常の一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入限度額が設けられています。

損金算入限度額 = (資本金の金額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2

(2) 個人の寄附

寄付金控除の適用の場合(所得控除)

寄附金総額 - 2,000円	=	寄付金控除額
----------------	---	--------

※ 総所得金額等の40%が限度